

## 収入済データ作成、口座振替処理業務に伴う外部結合について

### 1 趣旨

区では、住民税等について、コンビニエンスストアでの収納やマルチペイメントネットワーク（各種収納機関と金融機関を共同のネットワークで結ぶデータ伝送のために整備されたインフラ）を利用した収納などを行っている。

これらの収納業務は、平成21年4月に住民税・軽自動車税に関し開始して以降、順次実施しているものであるが、その収納金のデータは、LGWAN-ASPサービス（行政専用の閉域ネットワークシステムであるLGWAN（総合行政ネットワーク）において、地方公共団体向けに事業者から提供された各種行政事務サービス）等を経由して区に伝送されるようになっている。

一方で、これらの伝送サービスの対象とならない納付書による金融機関収納データの収受は、指定金融機関を通じて外部記憶媒体（DVD・FD）により行っている。

また、口座振替処理業務に関しても、対象口座の特定などは、外部記憶媒体を使用して行っている。

こうした中、平成29年4月からLGWAN-ASPサービスの1つとして、指定金融機関による「公金収納ネットワークサービス」が開始されることとなり、これまで外部記憶媒体により行っていたデータのやりとりをLGWAN回線を利用して行うことができることとなった。

このサービスを利用した場合には、収納確認に要する日数の短縮等が見込まれ、督促状等の発送件数の低減による経費減が見込めるとともに、納付に係る証明書等についても迅速な発行が可能となる。さらに、取扱手数料についても抑制に資するものと見込まれている。

このような利点があることから、公金収納事務の迅速化・円滑化を目的として、当該公金収納ネットワークサービスを導入する。

なお、本年度から開始されたサービスではあるが、特別区の中でもすでに4区で導入済となっており、現在も多くの区で検討が進められている。

### 2 業務内容

#### (1) 収入済データの取得

指定金融機関が取りまとめた各金融機関の収入済データの受領について、公金収納ネットワークサービスにより指定金融機関から取得する。

#### (2) 口座振替請求処理

区が指定金融機関あて送付する口座振替請求データに基づき各金融機関が振替処理を行い、各金融機関が振替結果を付与した結果データを指定金融機関から区あてに返却するものである。

この処理のうち、指定金融機関と区とのデータのやり取りについて公金収納ネットワークサービスにより伝送する。

### 3 業務で取り扱う個人情報

別紙1のとおりとする。

### 4 外部結合の方法

区庁舎内の専用端末とLGWAN-ASPサービス提供事業者の専用アプリケーションとをLGWAN回線により結合する。

また、専用アプリケーションはIP-VPN回線(仮想の隔離されたネットワークを設定するもの)を介して指定金融機関基幹システムと結合する。

詳細は別紙2のとおりとする。

### 5 セキュリティ対策

#### (1) ネットワーク上の対策について

##### ① 目黒区・公金収納ネットワークサービス間

LGWAN回線を利用する。なお、LGWAN回線については、ファイアーウォール(外部ネットワークとの境界で内外の通信を中継・監視し、外部の攻撃から保護するためのソフトなど)により防御されており、暗号化による盗聴防止、侵入検知機能などのセキュリティ対策も取られている。

##### ② 公金収納ネットワークサービス・指定金融機関間

IP-VPN回線を利用し、漏えいや盗聴のリスクを回避する。また、データの暗号化に対応するファイル転送ソフト(HULFT)を使用する。

#### (2) 業務システムへの連携について

庁内におけるLGWAN回線端末と業務システム端末とのデータの連携は、セキュリティ機能の高いUSB媒体等を使用し、セキュリティケースに格納のうえ施錠して取り扱う。

#### (3) 伝送に係る端末について

情報課及び各課が設置するLGWAN回線端末を使用し、2要素認証(ICカード・パスワード)によりログイン管理を行い、操作者の限定及び操作ログの取得を行う。

また、サービスの利用については、ID・パスワードによるログイン管理を行い、業務ごとに操作担当者等を設定する。

### 6 個人情報の保護

個人情報保護に係る特記仕様書は別紙3のとおりとする。

### 7 実施予定日

平成30年4月1日

### 8 今後の取扱いについて

以後、同様の取扱いを求める場合は、本伝送システムの利用についての承認事項を遵守する仕様書により契約を締結することを前提として、情報化推進委員会への報告事項とする。

### 9 諮問の必要性

個人情報を取り扱う電子計算組織の外部結合に該当するため、目黒区個人情報保護条例第17条に基づき、情報公開・個人情報保護審議会へ諮問する。

以 上

## 公金収納ネットワークサービスにおいて取り扱う個人情報

## 1 税務課

	データの内容	取扱う個人情報	件数 (28年度実績)
収入済データの伝送	①MPN済通収納データ〔ページ対応納付書による収納データ〕	科目(税目)コード、調定年度、期別、請求金額、納付番号(個人識別番号)、確認番号、収納金融機関コード、納付年月日	住民税 5,742 件/年 軽自動車 1,807 件/年
	②汎用収納データ〔ページ非対応納付書による収納データ〕	科目(税目)コード、調定年度、期別、請求金額、税額(納付額)、延滞金額、収納金融機関コード、納付年月日	OCR分 1,429 件/年 手書分 1 件/年
	③特別徴収収納データ〔特別徴収納付書による収納データ〕	調定年度、期別、特別徴収義務者指定番号、税額、延滞金額、退職税額、収納金融機関コード、納付年月日	OCR分 162,021 件/年 手書分 20,872 件/年
	④特別徴収納入明細データ〔金融機関による代行収納データ〕	収納代理金融機関コードおよび名称、収納代理金融機関とりまとめ店舗コードおよび名称、収納代理金融機関取扱店舗コードおよび名称、特別徴収義務者指定番号、特別徴収義務者名、特別徴収義務者郵便番号、特別徴収義務者住所、税額、延滞金額、退職税額、収納金融機関コード、納付年月日	174,402 件/年
口座振替データの伝送	⑤口座振替請求データ	科目(税目)コード、調定年度、期別、納入通知書番号、金融機関コード・名称、支店コード・名称、預金種別コード、口座番号、預金者名、請求金額、引落年月日	46,872 件/年
	⑥口座振替結果データ	口座振替請求データの全項目、振替結果コード、引落金額	46,872 件/年

## 2 国保年金課

	データの内容	取扱う個人情報	件数 (28年度実績)
収入済データの伝送	①MPN済通収納データ〔ページ対応納付書による収納データ〕	科目(税目)コード、調定年度、期別、請求金額、納付番号(個人識別番号)、確認番号、収納金融機関コード、納付年月日	国民健康保険 3,692件/年
	②汎用収納データ〔ページ非対応納付書による収納データ〕	科目(税目)コード、調定年度、期別、請求金額、税額(納付額)、延滞金額、収納金融機関コード、納付年月日	国民健康保険 1,405件/年 後期高齢者医療 12,559件/年
口座振替データの伝送	③口座振替請求データ	科目(税目)コード、調定年度、期別、納入通知書番号、金融機関コード・名称、支店コード・名称、預金種別コード、口座番号、預金者名、請求金額、引落年月日	国民健康保険 184,222件/年 後期高齢者医療 71,902件/年
	④口座振替結果データ	口座振替請求データの全項目、振替結果コード、引落金額	国民健康保険 184,222件/年 後期高齢者医療 71,902件/年

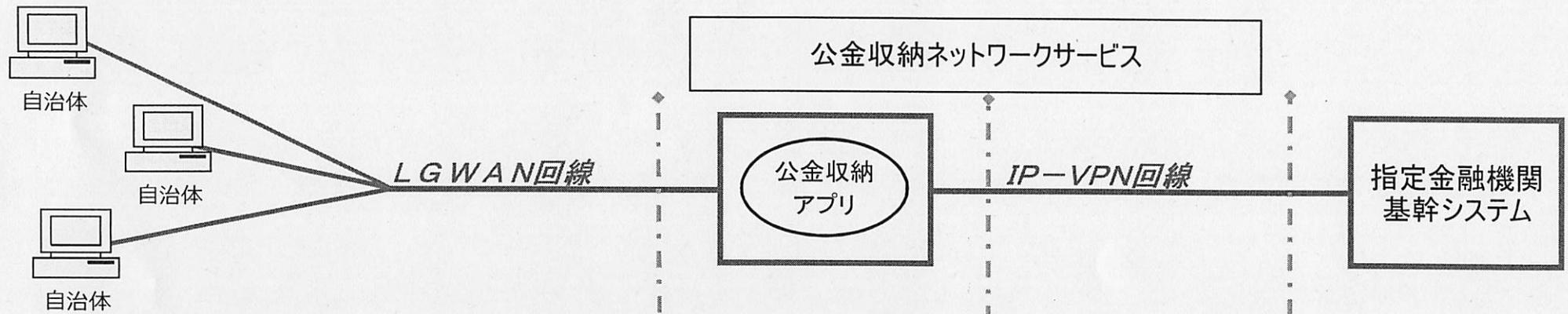
## 3 介護保険課

	データの内容	取扱う個人情報	件数 (28年度実績)
収入済データの伝送	①汎用収納データ〔納付書(旧様式)による収納データ〕	科目(税目)コード・年度・期別・保険料額・延滞金額・収納金融機関コード・納付年月日	OCR分 15,515件/年 手書分 0件/年
口座振替データの伝送	②口座振替請求データ	科目(税目)コード・年度・期別・納入通知書番号・金融機関コード：名称・支店コード：名称・預金種別コード・口座番号・預金者名・請求金額・引落年月日	11,105件/年
	③口座振替結果データ	口座振替請求データの全項目・振替結果コード・引落金額	11,105件/年

## 4 清掃リサイクル課

	データの内容	取扱う個人情報	件数 (28年度実績)
収入済データの伝送	①汎用収納データ(納付書による収納データ)	科目(税目)コード、調定年度、期別、納付金額、徴収金額、委託手数料額、納付者名、収納金融機関コード、納付年月日	廃棄物処理手数料 669件/年

# 公金収納ネットワークサービス 概要図



項目	ネット区間	ノード部	ネット区間	ノード部
回線種別	広域イーサネット (専用線イメージ)		IP-VPN (専用線イメージ)	
使用プロトコル	HTTPS		HULFT	
暗号化	SSLにて適用		HULFT保有機能にて適用	

## 個人情報の保護に関する特記仕様書

この特記仕様書は、目黒区を甲とし、受託者を乙として、甲乙の間において締結した本契約の履行に伴う個人情報（目黒区個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護及び管理について定めるものである。

## （基本的事項）

第1条 乙は、委託契約における個人情報の取扱いに当たり、目黒区個人情報保護条例その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、委託契約の履行により知り得た個人情報の漏えい、滅失、改ざん、毀損その他の事故の防止その他の個人情報の適切な管理及び安全保護を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

## （秘密の保持）

第2条 乙は、甲から提供を受けた個人情報及び委託契約の履行により知り得た個人情報を、一切第三者に漏らしてはならない。委託契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

## （収集の制限）

第3条 乙は、委託契約の履行のために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段によって収集しなければならない。

## （適正管理）

第4条 乙は、個人情報の取扱いに関する基本方針及び取扱規程を整備しなければならない。

2 乙は、個人情報の適正な管理及び安全保護を図るため、個人情報保護管理責任者を置き、個人情報がこの特記仕様書並びに基本方針及び取扱規程に基づき適正に取り扱われるよう、次項に規定する従事者に対して必要かつ適切な監督を行わせなければならない。

3 乙は、委託契約の履行のために個人情報を取扱う業務に従事する者（以下「従事者」という。）を明確にし、個人情報保護管理責任者及び従事者以外の者に、委託契約に係る個人情報を取り扱わせてはならない。

4 乙は、個人情報を取扱う場所及び保管する施設（以下「履行場所」という。）並びに使用する情報処理機器を定めるとともに、履行場所への入退室の規制及び管理並びに防犯対策その他必要な情報セキュリティ対策を講じなければならない。

5 乙は、第2項及び第3項に定める個人情報保護管理責任者及び従事者の氏名を速やかに甲に書面で報告しなければならない。これらの者を変更するときも同様とする。

## （安全管理措置の確認）

第5条 乙は、委託契約の履行に当たり、外部認証機関による資格証明又は前条第1項の基本方針及び取扱規程を提出して、甲が果たすべき個人情報の安全管理措置と同等の措置が講じられていることを証明しなければならない。

## （情報処理機器の利用等）

第6条 乙は、個人情報を取り扱う情報処理機器をあらかじめ甲に届け出なければならない。なお、情報処理機器を追加、変更する場合も同様とする。

2 前項の情報処理機器には、盗難防止対策を施さなければならない。なお、電磁的記録媒体は、施錠できる保管庫に保管しなければならない。

3 乙が使用する電子計算組織は、操作する作業者の作業内容に応じた適切かつ限定された操作権限を設定するほか、ウイルス対策ソフトを導入し、当該ソフトを常に最新のものにしておかなければならない。

(電磁的記録の授受)

第7条 甲は、乙に電磁的記録である個人情報を提供する場合においては、LGWAN-ASPサービスを用いる方法により、暗号化を行い伝送する。

2 乙は、電磁的記録である個人情報を甲に提供する場合においては、前項と同様の方法により、暗号化を行い伝送する。

(情報の保存)

第8条 乙は、電磁的記録である個人情報を第6条第1項に基づき届け出た情報処理機器にのみ保存することができる。

2 前項により保存した電子情報ファイルには、パスワードを設定しなければならない。

(教育の実施)

第9条 乙は、個人情報保護管理責任者及び従事者に対し、委託契約の履行に伴う個人情報の取扱いについて遵守すべき事項、関係法令に基づく罰則の内容及び民事上の責任その他委託契約の適切な履行のために必要な事項に関する研修等を実施するとともに、実施内容を速やかに甲に報告しなければならない。

(再委託の制限等)

第10条 乙は、委託契約の履行について、個人情報を取り扱う業務の全部又は一部を第三者に委託(以下「再委託」という。)してはならない。ただし、再委託をする事業者の名称及び所在地、再委託の内容及び理由並びに再委託をする事業者の個人情報に係る安全管理措置の状況等必要な事項を甲に書面で提出し、甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

2 前項ただし書の規定により委託契約の再委託を受けた事業者は、委託契約を受託した事業者とみなしてこの特記仕様書の規定が適用される。

3 乙は、第1項ただし書の規定により再委託をする場合は、甲に対し再委託をする業務に関する報告を行うとともに、再委託をする業務に関する全ての行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

(目的外使用及び外部提供の禁止)

第11条 乙は、委託契約の履行により知り得た個人情報を、委託された業務以外の用途に使用してはならない。また、第三者の利用に供してはならない。

(複写及び複製等の制限)

第12条 乙は、委託契約の履行により知り得た個人情報の全部又は一部を甲の承諾なしに複写、複製又は加工してはならない。

(履行場所外への持出の禁止)

第13条 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、個人情報が記録された資料等(複写及び複製したものを含む。)を履行場所の外へ持ち出してはならない。

(資料等の返却及び廃棄等)

第14条 乙は、委託契約が終了したとき又は甲の指示があったときは、委託契約に係る個人情報を速やかに甲の指定する方法で返却しなければならない。

2 乙は、甲の承諾を得て、委託契約に係る個人情報を廃棄又は消去することができる。この場合において、乙は、復元不可能な手段を採用するとともに、廃棄又は消去に係る書面を甲に提出しなければならない。

3 乙は、委託契約に伴う甲の検査終了後直ちに乙の情報処理機器内に保存した個人情報である電磁的記録を消去するとともに、その旨を書面で甲に提出しなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第 15 条 乙は、委託契約の履行に関し個人情報の紛失、漏えい、滅失、毀損及び改ざん等の事故が生じたとき又は、発生するおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告するとともに甲の指示に従って事故処理を行うものとする。

(管理上の報告及び立入調査)

第 16 条 乙は、委託契約の履行に関し、従事者に対する監督及び教育並びに契約内容及びこの特記仕様書の遵守の状況について、甲の指示する方法により報告しなければならない。

2 甲は、乙が委託契約を履行する過程で個人情報の保護管理のために必要があると認めるときは、甲の指定する甲の職員を乙の管理する施設に立ち入らせて、委託契約の履行状況及び個人情報の管理状況その他これに関する設備の状況等を調査することができる。

3 甲は、乙が委託契約の履行に伴う個人情報の取扱いについて、必要があると認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(契約の解除)

第 17 条 甲は、乙の責に帰すべき理由により、委託契約の履行に関し個人情報の紛失、漏えい、滅失、毀損及び改ざん等の事故が生じたとき、又は乙がこの特記仕様書に定める条項に違反したときは、委託契約を解除することができる。

(損害賠償)

第 18 条 乙がこの特記仕様書に定める条項に違反し、甲又は第三者に損害を与えたときは、乙は、当該損害賠償の責を負うものとする。

(公表措置)

第 19 条 甲は、乙が委託契約の履行により知り得た個人情報の紛失、漏えい、滅失、毀損及び改ざん等の事故を発生させたときは、その事実を公表することができる。

(疑義等)

第 20 条 この特記仕様書について疑義が生じたとき又は定めのない事項については、甲乙協議の上定める。